

はじめに

本校では、「見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を基に、生徒の声に耳を傾け、生徒と教職員が協同して見直しに取り組んできました。また、見直した校則はPTA 役員会や理事会、学校運営協議会等を通じて保護者や地域の皆様にお示しして参りました。

今後も、「生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守ろうとする」ように、生徒が主体となって教職員・保護者・地域との対話を重ねながら、継続して見直しを行い、必要に応じて改定してまいります。その都度、学校ホームページにも掲載いたします。

「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」について

令和3年9月24日 北九州市立中学校長会

1. 校則の定義等について

「校則」とは、「学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの」とされている。

文部科学省発行「生徒指導提要」では、校則の見直しは校長の権限と明示されている。現在、北九州市では、各学校において、校則を定めている。

2. 北九州市立中学校長会指導部を中心とした校則検討委員会について

(1) 検討に至る経緯について

本市は令和2年度に、近年の気温上昇による暑さ対策や、学校の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景として、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう北九州市スタンダード型標準服を導入した。しかし、3R等の観点等から、各学校の従来型の標準服（詰め襟、セーラー服等）との選択制をとっている。このような中、校則については、『ブラック校則』が話題となり、従前からの校則や生活点検等の方法について、マスコミから、大きく取り上げられている。こういった中、校則に対して興味・関心が高まる一方で、世間一般の方々から、誤解や不信をもたれる状況も生まれており、各学校において、昨年度より「校則の見直し」について取り組んでいる状況である。また、本件について、北九州市議会や、各種団体、個人から北九州市教育委員会に対して意見が出されている現状がある。

そこで、北九州市立中学校長会が主体となり、本件についての検討委員会を立ち上げ、「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」を作成し、提案することとした。校長会の担当部は「指導部」が中心となり、適宜、本市教育委員会生徒指導・教育相談課と連携しながら見直しを進めることとする。なお、各校において見直しを進めるにあたっては、「子どもの権利条約」をはじめとする人権問題（LGBTqを含む）に十分に配慮するとともに、学習指導要領や生徒指導提要等を踏まえ、生徒が主体的に考える機会を設け、保護者や地域の意見に広く耳を傾けることが重要である。

(2) 検討委員会で予定している「校則の見直し」の在り方

- 短期的には、現在、「校則の見直し」に取り組んでいる学校は引き続き行う。また、生活点検の在り方については、できるだけ迅速且つ十分に検討する。
- 長期的には、令和3年度、各学校において、校則の見直し・改定に向けて校内校則検討委員会等を発足させ、令和5年度からの運用を目指す。

3. 各学校における「校則の見直し」に関する基本的な考え方について

(1) 過去の校則の役割

- 「学校の荒れ」を経験した時代に、細かい規定を定め、規則を守らせることで学校の安定を目指してきた。

(2) 学校が抱える課題の変化（昭和～平成～令和へ社会が変化）

- 「荒れ」から「不登校」、「いじめ」などへ変化。
- 発達特性がある生徒への対応へ変化。
- 国籍、性などの多様性への対応へ変化。

(3) これからの校則に求められるもの

- 校則を通して、自律した規範意識の育成を目指す。
- 校則を通して、学校の自治的活動を育む。
- 校則を通して、学校と生徒・保護者との信頼関係を高める。

4. 各学校における「校則の見直し」の検討にあたっての留意点について

- (1) 学校と生徒・保護者との信頼関係を土台とする。
- (2) 公開性を保つ。
- (3) 柔軟性をもち、人権感覚を大事にする。
- (4) 通知を踏まえる。

- ① 校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
- ② 思い切った見直しが必要である。
- ③ 生徒会や学級活動等と連携し、生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。
- ④ 見直しの際は、児童会、生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者などが参加できるように工夫すること。
- ⑤ 本人が自認する性別の標準服を認めるなど、個に応じた適切な対応を行うこと。また、人権の視点を持ち、標記の仕方に配慮すること。

(5) 組織として対応する。

校内校則検討委員会等を設置するとともに、生徒、保護者（PTA）、地域の意見集約に努め、検討の材料とする。

本校の校則（令和5年12月22日現在）

令和5年度 大蔵中学校 学校生活のきまり（6/26改訂、12/22更新）

1. はじめに

学校は集団生活を学ぶ場です。個と個が集合してつくる集団は、互いに強い影響や作用を及ぼし合います。優れた集団に所属すると、個もその影響や刺激を受けて好ましく成長する場合があります。逆もまた成り立ちます。





特に、最上級生になると、進路決定（進学・就職）があります。進路実現するために自分（個）を磨くことは不可欠ですが、集団としての雰囲気を作りよきものに高め、お互いに切磋琢磨できる雰囲気をつくる努力をすることはさらに大切です。そのために、日常生活のあり方やきまりなどを生徒心得として、次のように示します。

2. 生徒心得

- ◎あいさつをしよう ◎時間を守ろう
- ◎T（時）P（場所）O（場面）を考え、身だしなみに気をつけよう
- ◎お互いを尊重し、自他ともに大切にしよう
- ◎自分の夢を見つけ、自己を高める努力をしよう
- ◎公衆マナー、公衆道徳を身につけよう

3. 服装（夏服・冬服の移行期間はなし）

※下記パターンから選択する（行事や儀式のみパターン指定有）

パターン		留意事項
パターン① 本校指定標準服		*下に着る服の色は、黒・紺・灰・白が望ましい。フード付きは不可。 *上着を脱ぐことは可能である。その場合、白の半袖・長袖カッターシャツ（開襟シャツ可）または、白の半袖・長袖ポロシャツ。 アンダーウエアの色は、白・黒・紺・灰の無地（ワンポイント可） *ポロシャツ・カッターシャツはズボンの中に入れる。
パターン② 本校指定標準服		*下に着る服の色は、黒・紺・灰・白が望ましい。フード付きは不可。 *白タイを正しく身につける。 *スカート丈は膝が隠れる程度とする。
パターン③ 本校指定標準服		*白タイを正しく身につける。 *スカート丈は膝が隠れる程度とする。 *寒い場合は、カーディガンを着用してもよい。
パターン④ 北九州スタンダード		*ブレザーの下は、白の半袖・長袖カッターシャツ（開襟シャツ可）。白の半袖・長袖ポロシャツ。上着を脱ぐことは可能である アンダーウエアの色は、白・黒・紺・灰の無地（ワンポイント可） *スカート丈は膝が隠れる程度とする。 *ポロシャツ・カッターシャツはズボン・スカートの中に入れる。

4. 頭髪

- *前髪は目の位置にかからないようにする。かかる場合は、散髪をするか、横髪的位置でとめる。ただし、前髪を頭頂部で結ばない。
- *前髪以外（横・後ろ）は、肩にかかる長さ以上の場合、一束ね又は、2束ねで、後ろで結ぶ。また、束ねた髪を後頭部でまとめてよい（お団子）。髪を編んでもよい。ピン、ゴムひもは黒、紺。
- *染髪や脱色、カールやパーマなど手を加えない。*ラインを入れるなどの部分的な剃りをしない。

5. 大蔵中バックについて

- *通学バッグで登校する。（サブバック、エコバッグを一緒に持ってきてよい）
- *サブバック、エコバッグのみの通学は、許可があった場合のみとする。
- *バッグにはお守りやストラップ等を2つまで付けることができる（小さなもの）。ただし、2つつける場合は、1つはお守りであること。

6. 靴下

- *白、黒、紺の単色（ワンポイント、ライン可）
- *ルーズソックスやローソックス（くるぶしが完全に隠れないもの）は不可とする。

7. 靴

- *保健体育等で運動ができる、ひも付き又はマジックテープのアップシューズとする。
- *ハイカットシューズ、サンダルは不可とする。

8. ベルト

- *ベルトは必ず着用する。（黒、紺、茶の単一色）
- *素材は、革または布。縦に二つ穴が開いてあるようなデザイン性があるものは不可とする。

9. 防寒具（期間の指定はなし）

- ① 手袋、マフラー、ネックウォーマー、カーディガン
 - *カーディガン以外の防寒着については、登下校のみとする。
 - *カーディガンは黒・紺の単色とする。
- ② スカート着用時の防寒具について
 - *ストッキング、タイツ（ベージュ、黒）は可。レギンスは不可。
 - *パターン①、②、④の制服の下にVセーター・Vベスト（黒、紺）を着てよい。
一番上にVセーター・Vベストを着た状態で活動してもよい。
- ③ 防寒着を着てもよい。*登下校のみとする。
 - *色は、黒、紺、茶、灰、白を基調としたもの（ワンポイント、ライン可）
 - ただし、前を閉めて、フードは、安全上、かぶらないこととする（積雪時、雨天時を除く）。

10. その他

- *原則、貴重品は持ってこない。
- *携帯電話の持ち込みは原則、禁止とする。
- *ピアスやイヤリング等、身だしなみと関係のないものは身につけない。
- *リップやハンドクリーム、日焼け止め、汗拭きシートなどを持ってきてもよいが、いずれも無香料のもの。（リップは無着色。）
- *校内で過ごす場合は、必ず名札を着用する。（校外では外すことを原則とする。）
- *体操服登校は、5月GW明け～10月体育大会までの期間とする。（熱中症対策のため）